

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月24日(火) 午後2時から午後3時
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司 欠

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

議題

- | | | |
|--------|-----------------------|-----|
| 第10号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第11号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第12号議案 | 農用地利用集積等促進計画の変更について | 6 件 |
| 第13号議案 | 令和8年度最適化活動の目標の設定等について | 1 件 |

報告事項

- | | | |
|-------|-------------------------------|-----|
| 報告第6号 | 農地法第4条第1項第1号の規定による農地転用届出書について | 1 件 |
| 報告第7号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 5 件 |
| 報告第8号 | 現況証明願出書について | 1 件 |
| 報告第9号 | 瀬戸市地域農業経営基盤強化促進計画案の変更について | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会3月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、推進委員の8番 山田 泰司（やまだ ひろし）委員より欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

12番 横道 厚子（よこみち あつこ）

2番 井上 俊英（いのうえ としひで）

委員を指名いたします。

（第10号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは、「第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は753㎡です。実際は現在耕作していない土地であり、転用目的は、造園業者の車両置き場（駐車場）です。

立地基準は、市街化区域相当の区域から500m以内にある10ha未満の農地で、いわゆる「市街地近傍小集団農地」であるため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側と西側が道路、東側が使われていない水路に面しています。

排水は、雨水のみの自然排水です。駐車場の周囲をCB3段で囲い、駐車場

の中央に勾配が来るように造成した上で浸透柵を複数設置する計画となっております。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第10号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。
担当地区の委員からご意見はございますか。

高島委員 造園業者とのことですが、駐車場とは従業員用の駐車場ということですか。
作業用の車両の駐車場ということですか。

事務局 作業用のトラックやダンプ等の駐車場になります。車両以外の資材等は今回の申請地に置く予定はありません。

議長 農業委員の皆様ご質疑はございますか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第10号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第11号議案)

議長 続きまして、「第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の1筆で、面積は565㎡です。転用目的は、資材置場兼駐車場です。

立地基準は、公共施設を起点とする半径500m以内の区域であるため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が宅地、東側が道路、南側と西側は田となっております。

近隣農地への防除については、周囲にCP擁壁を組むことで隣地との話し合いがされており、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみであり、敷地内北東に集水桝を設置し、隣接する市道の対側の側溝へ排水管を設置し放流します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第11号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。
担当地区の委員からご意見はございますか。

地区担当委員 (なし)

議長 農業委員の皆様ご質疑はございますか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第11号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第12号議案)

議長 続きまして、「第12号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸手^{かして}及び借手^{かりて}の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されました。まず、番号1、2、3、5は、地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号1、2、4、5は同じ借手^{かりて}で、すべて営農箇所^{かりて}の拡大の利用権設定です。借手^{かりて}は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障はありません。

番号3の農地は、期間満了による更新の利用権設定ですので、利用権設定することに支障はありません。

[利用権設定]

次に、番号4、6は、地域計画の区域内であることから、本農業委員会の意見を求められているものです。なお、地域計画の変更については事務局で確認します。

先ほどご説明したとおり番号4の農地は、営農箇所の拡大の利用権設定です。借手^{かりて}は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障はありません。

番号6の農地は、新規の利用権設定です。借手^{かりて}は農業委員の面談により営農に問題なしと判断しており、利用権設定することに支障はありません。

なお、6件すべて、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第12号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

担当地区の委員からご意見はございますか。

地区担当委員

(なし)

議長

農業委員の皆様ご質疑はございますか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第12号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第13号議案)

議長

続きまして、「第13号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

こちらは、「令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の2に、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表しなければならないとされており、承認をいただきましたらインターネットにより公表するものになります。では、概要をご説明いたします。

まず、ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」については、現在の農業委員会の体制や各種調査の数値が入っておりますので、お目通しいただければと思います。続いて裏面のローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」をご覧ください。まず1「最適化活動の成果目標」についてです。(1)の農地の集積については、本市は28.5%を目標とし、集積を進めていきたいと考えております。次に(2)遊休農地の解消についてです。昨年実施していただいた利用状況調査において、29.3haの農地が遊休農地と判定されています。少しでも0に近づけることができるよう、今後も最適化活動の実施にご協力ください。次に(3)新規就農の促進についてです。今年度は8名、新規就農がありました。また、JAが中心となっていて行っている農業塾は次年度も継続実施し、新規就農者の促進に努めます。しかし、農業塾卒塾生の希望に合う広さや条

件の農地がないことも多いため、離農希望や貸付希望の農地の情報提供等、引き続きご協力ください。その他はお目通しいただければと思います。以上、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の概要説明となります。

議長 事務局の説明は終わりました。第13号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第13号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第6号、農地法第4条第1項第7号の届出については1件、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の届出については5件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第8号 現況証明願出書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告第9号 瀬戸市地域農業経営基盤強化促進計画案の変更についてです。地域計画については、以前より、農業委員の皆様には説明をさせていただいており、また地域の協議の場への参加等、ご協力をいただきありがとうございます。地域計画は、本委員会を含む各所への意見聴取や縦覧、公告の手続きを踏まえ、変更となりますが、意見聴取について、本委員会事務局として、意見なしとしておりますのでご承知おきください。協議の場での内容を踏まえ、令和8年3月23日に地域計画の変更をしたことを報告いたします。変更した地域計画は事前にお配りした議案書のとおりです。変更して終わりではなく今後もブラッシュアップは継続していきますので、ご協力をよろしく願いいたします。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

報告事項について、担当地区の委員からご意見はございますか。

地区担当委員

(なし)

議長

農業委員の皆様ご質疑はございますか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会3月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。